

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員等の報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち週3日以上勤務する者をいう。

(報酬の支給等)

第3条 役員等には、勤務形態に応じ、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。ただし、伊丹市の特別職の職員及び一般職の職員の身分を有する者、及び事業団の職員の身分を有する者で役員等に選任された者は無給とする。

- 2 常勤役員の報酬の総額は、別表第1に定める年間報酬額に、要支給員数を乗じた額を超えないものとする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とし、原則として職員給与の支給日に支給し、年間報酬額を超えない範囲で賞与（割増報酬）を支給することができる。
- 4 常勤役員以外の役員等の報酬は、別表第2のとおりとし、常勤役員以外の役員等のうち評議員を除いた役員に対する各年度の報酬の総額は100万円を超えないものとする。
- 5 常勤役員以外の役員等にあつては、職務執行の都度支給するものとする。

(報酬の支払いと控除)

第4条 報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 月の途中で常勤役員に就任した場合、又は月の途中で常勤役員を退任した場合の報酬は日割り計算で支給するものとする。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、職員の支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補足)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成２９年４月２８日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附 則

この規則は、平成３０年６月２２日から施行する。

別表第１

役員等の区分	年間報酬額
常勤役員	１人につき ５５０万円以内

別表第２

役員等の区分	日額報酬額
常勤役員以外の役員等	１人につき １０，７００円